

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和5年10月(改訂)

令和4年10月(現行)

備考

札幌市公共測量仕様書の改訂について

令和5年10月単価適用の委託業務から適用

～本仕様書を使用される皆様へ～

本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」(下記アドレス参照)で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html>

札幌市公共測量仕様書の改訂について

令和4年10月単価適用の委託業務から適用

～本仕様書を使用される皆様へ～

本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」(下記アドレス参照)で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html>

(変更)

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和5年10月（改訂）

令和4年10月（現行）

備考

目次	目次	
第I章 総則	第I章 総則	
I-1 適用 1	I-1 適用 1	
(省略)	(省略)	
I-7 設計図書の支給及び点検 5	I-7 設計図書の支給及び点検 4	修正
(省略)	(省略)	
I-10 提出書類 6	I-10 提出書類 5	修正
(省略)	(省略)	
I-15 関係官公庁への手続き等 10	I-15 関係官公庁への手続き等 9	修正
(省略)	(省略)	
I-29 委託者の賠償責任 15	I-29 委託者の賠償責任 16	修正
(省略)	(以下省略)	
I-41 法定外の労災保険の付保 25		追加
第II章 基準点測量（基準点測量）	第II章 基準点測量（基準点測量）	
II-1 目的 27	II-1 目的 26	修正
II-2 作業方法 27	II-2 作業方法 26	
II-3 計算 27	II-3 計算 26	
II-4 基準点の復旧測量 27	II-4 基準点の復旧測量 26	
II-5 成果等の整理 27	II-5 成果等の整理 26	
第III章 基準点測量（水準測量）	第III章 基準点測量（水準測量）	
III-1 目的 29	III-1 目的 28	修正
III-2 作業方法 29	III-2 作業方法 28	
III-3 計算 29	III-3 計算 28	
III-4 水準点の復旧測量 29	III-4 水準点の復旧測量 28	
III-5 成果等の整理 29	III-5 成果等の整理 28	
第IV章 地形測量及び写真測量	第IV章 地形測量及び写真測量	
IV-1 目的 31	IV-1 目的 30	修正
IV-2 作業方法 31	IV-2 作業方法 30	
IV-3 地図編集 31	IV-3 地図編集 30	
IV-4 成果等の整理 31	IV-4 成果等の整理 30	
第V章 地形測量及び写真測量（三次元点群測量）	第V章 三次元点群測量	修正
IV-1 目的 32	IV-1 目的 31	
IV-2 作業方法 32	IV-2 作業方法 31	
IV-3 成果等の整理 32	IV-3 成果等の整理 31	

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和5年10月（改訂）

令和4年10月（現行）

備考

第VI章 応用測量（路線測量）	第VI章 応用測量（路線測量）	
VI-1 目的 33	VI-1 目的 32	修正
VI-2 作業方法 33	VI-2 作業方法 32	
VI-3 成果等の整理 33	VI-3 成果等の整理 32	
第VII章 応用測量（河川測量）	第VII章 応用測量（河川測量）	
VII-1 目的 35	VII-1 目的 34	修正
VII-2 作業方法 35	VII-2 作業方法 34	
VII-3 成果等の整理 35	VII-3 成果等の整理 34	
第VIII章 応用測量（用地測量）	第VIII章 応用測量（用地測量）	
VIII-1 目的 36	VIII-1 目的 35	修正
VIII-2 作業方法 36	VIII-2 作業方法 35	
VIII-3 用地実測図等の作成 36	VIII-3 用地実測図等の作成 35	
VIII-4 成果等の整理 36	VIII-4 成果等の整理 35	
第IX章 参考付表	第IX章 参考付表	
IX-1 関係法令等 39	IX-1 関係法令等 38	修正
IX-2 公共測量の手続き 48	IX-2 公共測量の手続き 47	
IX-3 段階確認一覧表 49	IX-3 段階確認一覧表 48	
【付録】空間データ 製品仕様書（札幌市 公共測量 空間データ） 53	【付録】空間データ 製品仕様書（札幌市 公共測量 空間データ） 52	
【様式集】	【様式集】	
様式1 再委託承諾願 58	様式1 再委託承諾願 57	修正
様式2 再委託選定通知書 59	様式2 再委託選定通知書 58	
様式3 成果物目録 60	様式3 成果物目録 59	
様式4 土地立入証（身分証明書）交付願 61	様式4 土地立入証（身分証明書）交付願 60	
様式5 測量業務計画書 62	様式5 測量業務計画書 61	
様式6 作業編成 63	様式6 作業編成 62	
様式7 作業員名簿 64	様式7 作業員名簿 63	
様式8 品質管理計画 65	様式8 品質管理計画 64	
様式9 段階確認計画 66	様式9 段階確認計画 65	
様式10 使用機器一覧表 67	様式10 使用機器一覧表 66	
様式11 使用材料一覧表 68	様式11 使用材料一覧表 67	
様式12 連絡体制 69	様式12 連絡体制 68	
様式13 測量業務協議簿一覧 70	様式13 測量業務協議簿一覧 69	
様式14 測量業務協議簿 71	様式14 測量業務協議簿 70	
様式15 業務月報報告書 72	様式15 業務月報報告書 71	
様式16 業務月報 73	様式16 業務月報 72	
様式17 借用（返納）書 74	様式17 借用（返納）書 73	

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和5年10月（改訂）

令和4年10月（現行）

備考

様式 18 土地所有者一覧表	75	様式 18 土地所有者一覧表	74
様式 19 立会願い書	76	様式 19 立会願い書	75
様式 20 測量の実施について（お願い）	77	様式 20 測量の実施について（お願い）	76
様式 21 段階確認願	78	様式 21 段階確認願	77
様式 22 測量委託業務実施報告書	79	様式 22 測量委託業務実施報告書	78
【標準図集】		【標準図集】	
図 1 札幌市公共基準点 標準埋設図	81	図 1 札幌市公共基準点 標準埋設図	80
図 2 札幌市公共基準点 鉄蓋詳細図	82	図 2 札幌市公共基準点 鉄蓋詳細図	81
図 3 札幌市基準点 標準埋設図	83	図 3 札幌市基準点 標準埋設図	82
図 4 札幌市基準点用金属標 詳細図	84	図 4 札幌市基準点用金属標 詳細図	83
図 5 札幌市基準点用標示杭 標準設置図	85	図 5 札幌市基準点用標示杭 標準設置図	84
図 6 札幌市基準点 石標 標準埋設図	86	図 6 札幌市基準点 石標 標準埋設図	85
図 7 札幌市基準点 金属標 標準設置図	87	図 7 札幌市基準点 金属標 標準設置図	86
図 8 札幌市基準点（3級）標準埋設図	88	図 8 札幌市基準点（3級）標準埋設図	87
図 9 札幌市水準点 標準埋設図	89	図 9 札幌市水準点 標準埋設図	88
図 10 札幌市図根点 標準埋設図	90	図 10 札幌市図根点 標準埋設図	89
図 11 札幌市図根点 詳細図	91	図 11 札幌市図根点 詳細図	90
図 12 札幌市図根点 頭部貼付プレート 詳細図	92	図 12 札幌市図根点 頭部貼付プレート 詳細図	91
図 13 札幌市図根点 鉄蓋頭部字型 詳細図	93	図 13 札幌市図根点 鉄蓋頭部字型 詳細図	92
図 14 札幌市道路基準（中心）点 標準埋設図	94	図 14 札幌市道路基準（中心）点 標準埋設図	93
図 15 札幌市道路基準（中心）点 蓋類 詳細図	95	図 15 札幌市道路基準（中心）点 蓋類 詳細図	94
図 16 境界標 標準埋設図 1（道路境界）	96	図 16 境界標 標準埋設図 1（道路境界）	95
図 17 境界標 標準埋設図 2（市有地境界）	97	図 17 境界標 標準埋設図 2（市有地境界）	96
図 18 境界標 標準埋設図 3（河川境界）	98	図 18 境界標 標準埋設図 3（河川境界）	97
図 19 境界標 標準埋設図 4（民有地等境界）	99	図 19 境界標 標準埋設図 4（民有地等境界）	98
図 20 境界標 金属標 標準設置図	100	図 20 境界標 金属標 標準設置図	99
図 21 見出し杭 標準設置図	101	図 21 見出し杭 標準設置図	100
(以下省略)		(以下省略)	
第I章 総則		第I章 総則	
I-2 用語の定義		I-2 用語の定義	
仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。		仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。	
1.～12. (省略)		1.～12. (省略)	
13. 「図面」とは、入札に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。		13. 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	修正
14.～27 (省略)		14.～27 (省略)	
28. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために、主任技術者等と担当職員が面談により、業務の方針		28. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために、主任技術者等と担当職員が面談により、調査の方針	修正

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和5年10月（改訂）

令和4年10月（現行）

備考

<p>及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>I-3 受託者・委託者の責務</p> <p>1.～2.（省略）</p> <p>3. 受託者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p>I-5 測量の基準</p> <p>測量の基準は、「札幌市公共測量作業規程（以下「作業規程」という。）」第2条の規定、「札幌市公共測量作業要領（以下「作業要領」という。）」及び別途地理院より定めるマニュアルによるほか、担当職員の指示によるものとする。</p> <p>I-10 提出書類</p> <p>1.～2.（省略）</p> <p>3. 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により担当職員の確認（署名・年月日記入）を受けた上、受注時は契約締結後、10 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「履行期間」「技術者（主任技術者等）」時は変更があった日から、10 日（休日等を除く）以内に、完了時は完了日後 10 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>「登録のための確認のお願い」については、担当職員が署名・年月日記入した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。</p> <p>また、担当職員は登録が完了した際に登録機関から電子メールで送付される「登録内容確認書」で登録内容を確認しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が 10 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>I-12 測量業務計画書</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 測量業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>なお、1-35 現場管理と安全の確保、1-38 個人情報の取扱い、1-39 行政情報流出防止対策の強化及び 1-40 特定外来生物（植物）についてに関する事項についても記載しなければならない。</p> <p>(1)～(5)（省略）</p> <p>(6) 業務日程表（作業実施計画表）</p> <p>(7)～(10)（省略）</p>	<p>及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>I-3 受託者・委託者の責務</p> <p>1.～2.（省略）</p> <p>I-5 測量の基準</p> <p>測量の基準は、「札幌市公共測量作業規程（以下「作業規程」という。）」第2条の規定によるほか、「札幌市公共測量作業要領（以下「作業要領」という。）」</p> <p>I-10 提出書類</p> <p>1.～2.（省略）</p> <p>3. 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により担当職員の確認（署名・年月日記入）を受けた上、受注時は契約締結後、10 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「履行期間」「技術者（主任技術者等）」時は変更があった日から、10 日（休日等を除く）以内に、完了時は完了日後 10 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>「登録のための確認のお願い」については、担当職員が署名・年月日記入した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。</p> <p>また、登録が完了した際に登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに担当職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が 10 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>I-12 測量業務計画書</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 測量業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>なお、1-35 現場管理と安全の確保、1-38 個人情報の取扱い、1-39 行政情報流出防止対策の強化及び 1-40 特定外来生物（植物）についてに関する事項についても記載しなければならない。</p> <p>(1)～(5)（省略）</p> <p>(6) 日程表（作業実施計画表）</p> <p>(7)～(10)（省略）</p>	<p>諸基準の改定に伴う追加</p> <p>諸基準の改定に伴う修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p>
--	---	---

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和5年10月（改訂）

令和4年10月（現行）

備考

<p>(11) 使用材料一覧表（様式11）及び試験成績表（写し）またはカタログ（写し）</p> <p>(12) ～(16)（省略）</p> <p>3. ～ 12.（省略）</p> <p>I-23 完了と検査</p> <p>1. 受託者は、契約約款第30条第1項の規定に基づき、「業務完了届」を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた成果物や資料の整備が全て完了し、担当職員に提出していなければならない。また、「業務完了届」には「成果物目録」（様式3）を添付すること。</p> <p>2. 委託者は、測量業務の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。</p> <p>3. 検査員は、主任技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量業務成果物の検査</p> <p>(2) 測量業務管理状況の検査</p> <p>測量業務管理状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>I-27 履行期間の変更</p> <p>1. ～2.（省略）</p> <p>3. 受託者は、契約約款第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更した業務日程表、その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約約款第22条の規定に基づき、委託者の請求による履行期間の短縮など、履行期間の変更を行った場合は、受託者は速やかに業務日程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>I-38 個人情報の取扱い</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 受託者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. ～9.（省略）</p> <p>10. 受託者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定め、測量業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11.（省略）</p>	<p>(11) 使用材料一覧表（様式11）及び試験成績表（写し）</p> <p>(12) ～(16)（省略）</p> <p>3. ～ 12.（省略）</p> <p>I-23 完了と検査</p> <p>1. 受託者は、契約約款第30条第1項の規定に基づき、「業務完了届」を委託者に提出する際に、契約図書により義務付けられ資料の作成が全て完了し、担当職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受託者は、業務完了届を委託者に提出するまでに、契約図書に義務付けられた成果物やその他資料の整理がすべて完了し、担当職員に納品していなければならない。また、業務完了届には「成果物目録」（様式3）を添付すること。</p> <p>3. 委託者は、測量業務の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。</p> <p>4. 検査員は、主任技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量業務成果物の検査</p> <p>(2) 測量業務管理状況の検査</p> <p>測量業務管理状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う</p> <p>I-27 履行期間の変更</p> <p>1. ～2.（省略）</p> <p>3. 受託者は、契約約款第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約約款第22条の規定に基づき、委託者の請求により履行期間を短縮した場合、受託者は、速やかに業務日程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>5. 履行期間の変更を行った場合、速やかに「変更業務日程表」を提出すること。</p> <p>I-38 個人情報の取扱い</p> <p>1.（省略）、</p> <p>2. 受託者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. ～9.（省略）</p> <p>10. 受託者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定めなければならない。</p> <p>11.（省略）</p>	<p></p> <p>修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p></p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p></p> <p>諸基準の改定に伴う修正修正</p> <p>諸基準の改定に伴う修正</p>
---	---	---

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和5年10月（改訂）

令和4年10月（現行）

備考

<p>I-39 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責任を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、測量業務計画書に記載するものとする。</p> <p>(8)～(11) (省略)</p> <p>1-41 法定外の労災保険の付保</p> <p>1. 受託者は、現場作業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。</p> <p>2. 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p> <p>3. 受託者は、契約委託期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は外業開始前に締結すること。</p> <p>4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しを外業開始前に担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>5. 履行期間を変更したことにより、外業期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しを担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>6. 委託者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする</p> <p style="text-align: center;">第IV章 地形測量及び写真測量</p> <p>IV-1 目的 (中省略)</p> <p>IV-3 地図編集 本市が行う測量において、既存の地図や測量成果を基に所定の地図を作成する場合は、作業規程 第3編地形測量及び写真測量 第8章 地図編集 の規定に基づいて作成するものとする。</p> <p>IV-4 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第130条、第131条、及び 第346条、第347条に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。</p> <p style="text-align: center;">第V章 地形測量及び写真測量（三次元点群測量）</p> <p>V-1 目的 (中省略)</p>	<p>I-39 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責任を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。</p> <p>(8)～(11) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第IV章 地形測量及び写真測量</p> <p>IV-1 目的 (中省略)</p> <p>IV-3 地図編集 本市が行う測量において、既存の地図や測量成果を基に所定の地図を作成する場合は、作業規程 第3編地形測量及び写真測量 第11章 地図編集 の規定に基づいて作成するものとする。</p> <p>IV-4 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第130条、第131条、及び 第467条、第468条に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。</p> <p style="text-align: center;">第V章 三次元点群測量</p> <p>V-1 目的 (中省略)</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正</p> <p>諸基準の改定に伴う追加</p> <p>諸基準の改訂に伴う修正</p> <p>諸基準の改訂に伴う修正</p>
---	--	---

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和5年10月（改訂）

令和4年10月（現行）

備考

<p>V-2 作業方法 この測量は、作業規程 第4編 地形測量及び写真測量（三次元点群測量）に定める方式で行うものとする。</p> <p>V-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第407条 第408条 第435条 第436条 に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第VI章 応用測量（路線測量）</p> <p>VI-1 目的 (中省略)</p> <p>VI-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第645条・第646条 に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第VII章 応用測量（河川測量）</p> <p>VII-1 目的 (中省略)</p> <p>VII-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第665条・第666条 に基づいて整理することを標準とし、次のとおりまとめるものとする。 また、成果物のまとめ方について事前に担当職員と打合わせる事 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第VIII章 応用測量（用地測量）</p> <p>VIII-1 目的 (中省略)</p> <p>VIII-3 用地実測図等の作成 用地実測図等は、作業規程に定める形式で作成することを標準とし、境界測量及び面積計算等の結果に基づき、作業規程 第689条～第692条 に定める方式に従って編集するものである。</p> <p>VIII-4 成果等の整理</p>	<p>V-2 作業方法 この測量は、作業規程 第4編 三次元点群測量に定める方式で行うものとする。</p> <p>V-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第508条 第509条 第536条 第537条 に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第VI章 応用測量（路線測量）</p> <p>VI-1 目的 (中省略)</p> <p>VI-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第568条・第569条 に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第VII章 応用測量（河川測量）</p> <p>VII-1 目的 (中省略)</p> <p>VII-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第588条・第589条 に基づいて整理することを標準とし、次のとおりまとめるものとする。 また、成果物のまとめ方について事前に担当職員と打合わせる事 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第VIII章 応用測量（用地測量）</p> <p>VIII-1 目的 (中省略)</p> <p>VIII-3 用地実測図等の作成 用地実測図等は、作業規程に定める形式で作成することを標準とし、境界測量及び面積計算等の結果に基づき、作業規程 第612条～第615条 に定める方式に従って編集するものである。</p> <p>VIII-4 成果等の整理</p>	<p>諸基準の改訂に伴う修正</p> <p>諸基準の改訂に伴う修正</p> <p>諸基準の改訂に伴う修正</p> <p>諸基準の改訂に伴う修正</p> <p>諸基準の改訂に伴う修正</p> <p>諸基準の改訂に伴う修正</p>
---	--	---

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和5年10月（改訂）

令和4年10月（現行）

備考

この測量で作成する成果等は、作業規程 第 694 条・第 695 条 に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。

また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。

1. ～8. （省略）
9. 基準線設定計算書及び基準線設定図
（以下省略）

【様式集】

様式5 測量業務計画書

課長	係長	係	令和 年 月 日

札幌市長 宛
受託者（住所）
（氏名）

測量業務計画書の提出について

標記について、次のとおり測量業務計画書を立案しましたので提出します。

1. 委託業務番号
2. 業務名
3. 主任技術者名
4. 業務概要
 - 業務目的
 - 測量箇所
 - 内容
 - 履行期間
5. 実施方針
6. 業務日程表
7. 業務組織計画
8. 品質管理計画
9. 段階確認計画
10. 使用する主要機器一覧表
11. 使用材料一覧表
12. 打合せ計画
 - 第 1 回 ○月○日
 - 第 ○ 回 ○月○日（予定）
13. 成果物の内容及び部数
14. 使用する主な図書及び基準
15. 連絡体制（緊急時を含む）
16. その他必要事項

基準点測量○○点・境界測量○○点・境界杭設置○○本等、主要工種を大別して記入する。

業務全体の作業方法、担当職員の立会の内容及び時期、写真管理等

受託者として当該業務における社内検査員を指定した旨を、業務主任に対して通知する文書を添付する。

安全対策、環境対策、衛生管理、情報管理責任者及び管理体制、情報セキュリティ対策、関係法例に係る届出等必要に応じて記載・添付する

※ A4版（縦長）とする。

この測量で作成する成果等は、作業規程 第 617 条・第 618 条 に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。

また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。

1. ～8. （省略）
9. 基準線設定計画書及び基準線設定図
（以下省略）

【様式集】

様式5 測量業務計画書

課長	係長	係	令和 年 月 日

札幌市長 宛
受託者（住所）
（氏名）

測量業務計画書の提出について

標記について、次のとおり測量業務計画書を立案しましたので提出します。

1. 委託業務番号
2. 業務名
3. 主任技術者名
4. 業務概要
 - 業務目的
 - 測量箇所
 - 内容
 - 履行期間
5. 実施方針
6. 日程表
7. 業務組織計画
8. 品質管理計画
9. 段階確認計画
10. 使用する主要機器一覧表
11. 使用材料一覧表
12. 打合せ計画
 - 第 1 回 ○月○日
 - 第 ○ 回 ○月○日（予定）
13. 成果物の内容及び部数
14. 使用する主な図書及び基準
15. 連絡体制（緊急時を含む）
16. その他必要事項

基準点測量○○点・境界測量○○点・境界杭設置○○本等、主要工種を大別して記入する。

業務全体の作業方法、担当職員の立会の内容及び時期、写真管理等

受託者として当該業務における社内検査員を指定した旨を、業務主任に対して通知する文書を添付する。

安全対策、環境対策、衛生管理、情報管理責任者及び管理体制、情報セキュリティ対策、関係法例に係る届出等必要に応じて記載・添付する

※ A4版（縦長）とする。

諸基準の改訂に伴う修正

諸基準の改訂に伴う修正

訂正

